# おいらせ町耐震改修促進計画

平成22年2月 平成28年3月(改定) 令和3年3月(改定)

おいらせ町

# 目 次

頦	<b>붙築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標</b>	$\cdots \cdots 1$
(1)	想定される地震の規模・人的被害・建物被害の状況	
(2)	耐震化の現状	
(3)	耐震化の目標	
通	<b>建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策</b>	•••••7
(1)	耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針	
(2)	耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	
(3)	安心して耐震診断及び耐震改修を行うことができる環境整備	
(4)	地震時に通行を確保すべき道路	
(5)	地震時の総合的な安全対策	
. 34	<b>  築物の地震に対する安全性の向上に思する啓発及が知識の</b>	
-		•••••9
(1)	想定地震における震度分布の予測	
(2)	相談体制の整備・情報の充実	
(3)	パンフレット等の活用	
(4)	リフォームに併せた耐震改修の誘導	
(5)	耐震技術等に関する知識の普及	
(6)	計画の認定等の周知	
	との他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に思し、必要が車項	10
		10
	表示団体による励機云寺の <b>以</b> 直 その他	
	(1) (2) (3) (1) (2) (3) (4) (5) (4) (5) (6)	(1) 想定される地震の規模・人的被害・建物被害の状況 (2) 耐震化の現状 (3) 耐震化の目標  建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策 (1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針 (2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策 (3) 安心して耐震診断及び耐震改修を行うことができる環境整備 (4) 地震時に通行を確保すべき道路 (5) 地震時の総合的な安全対策  建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項 (1) 想定地震における震度分布の予測 (2) 相談体制の整備・情報の充実 (3) パンフレット等の活用 (4) リフォームに併せた耐震改修の誘導 (5) 耐震技術等に関する知識の普及 (6) 計画の認定等の周知  その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項 (1) 関係団体による協議会等の設置

# 資 料

- 1 想定地震の概要
- 2 想定地震における震度分布等
- 3 青森県緊急輸送道路ネットワーク計画図
- 4 関係法令等
  - ・建築物の耐震改修の促進に関する法律(抜粋)
  - ・建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(抜粋)
  - ・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針
  - 建築基準法 (抜粋)
  - •建築基準法施行令(抜粋)

おいらせ町耐震改修促進計画(以下「促進計画」という。)は、建築物の耐震改修の促進に関する 法律(平成7年法律第123号、以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、おいらせ町内の 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために策定されたものである。

#### 1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

#### (1) 想定される地震の規模・人的被害・建物被害の状況

平成26年に作成された「青森県地震・津波被害想定調査報告書(県総務部調査)」によると、 青森県での想定地震は、太平洋側海溝型地震、日本海側海溝型地震及び内陸直下型地震の3つが 想定されていることから、本促進計画では、当町への被害規模の最も大きい太平洋側海溝型地震 を想定する。(資料1参照)

## ① 地震の規模

想定太平洋側海溝型地震(マグニチュード 9.0)では、当町は震度 6(弱) $\sim 6$ (強)と予測されている。

# ② 人的被害及び建物被害

想定太平洋側海溝型地震による人的被害、建物被害の予測は表 1-1 のとおり、当町の人的被害では、死者数が 1,600 人、負傷者数が 540 人となっており、建物被害では、全壊 8,800 棟、半壊 3,500 棟と予測されている。

		被害想定結果				
	項目	県全体	おいらせ町			
人的	死者数	25,000 人	1,600 人			
被害	負傷者数	22,000 人	540 人			
建物	全壊数	71,000 棟	8,800 棟			
被害	半壊数	130,000 棟	3,500 棟			
ライフ	上水道断水人口	631,000 人	8,800 人			
ライン	下水道機能 支障人口	119,000 人	950 人			
被害	電力停電軒数	696, 000 軒	16,000 軒			
避	難者数(直後)	182,000 人	11,000 人			

表 1-1 想定太平洋側海溝型地震による被害想定

資料:平成 25 年度青森県地震・津波被害想定調査報告書(平成 26 年 3 月策定)

#### (2) 耐震化の現状

#### ① 住宅

令和 3 年 1 月現在、当町の住宅の耐震化の状況は表 1-2 のとおり、住宅 9, 945 戸のうち、耐震性のある住宅は 7, 707 戸であり、耐震化率は 77.5%である。

表1-2 住宅の耐震化の状況

(単位:戸)

区分	<del>计</del> 字级器①	昭和55年以前 の住宅 ②		昭和56年	耐震性有 住宅数 ⑤	耐震化率 (%)
	住宅総数①		うち 耐震性有③	以降の住宅 ④	(3+4)	\$/1
木造	9, 786		2, 227	7, 559	7, 559	77. 2
非木造	159		11	148	148	93. 1
計	9, 945		2, 238	7, 707	7, 707	77. 5

資料:令和3年1月末税務課課税資料

(注) 耐震設計の考え方や基準は、建築基準法に定められているが、昭和56年(1981年6月1日) を境に耐震設計基準が大きく改正された。昭和56年6月以降の基準をもとに建てられた建物を「新耐震基準」による建築物、それ以前に建てられた建物を「旧耐震基準」による建築物といった表現がされるようになった。阪神・淡路大震災では、昭和56年5月以前に建てられた「旧耐震基準」による建築物に大きな被害がみられた。

#### ② 特定建築物(法第14条第1号及び第2号建築物:表1-5参照)

本促進計画においては、法第14条第1号及び第2号に規定する建築物を「特定建築物」と定義する。町内にある特定建築物の耐震化の状況は表1-3-1のとおり、法第14条第1号に規定する多数の者が利用する特定建築物の耐震化率は95.2%である。そのうち、庁舎や小・中学校等の災害時の拠点・避難施設となる建築物(公共)及び、百貨店やホテル等の不特定多数の者が利用する建築物の耐震化率は100%となっており、幼稚園や保育園、共同住宅や老人ホーム等の特定多数の者が利用する建築物の耐震化率は83.3%となっている。また、法第14条第2号に規定する危険物の貯蔵所等の建築物の耐震化率は55.6%である。

表1-3-1 特定建築物 (総数) の耐震化の状況

(単位:棟)

	区分	建築物用途	建築物 総 数 ①	6.5以前の :築物 ② うち耐震 性有 ③	S56.6 以降の 建築物 ④	耐震性 有建築 物数(5) (3)+(4)	耐震化 率(%) ⑤/①
法第		町庁舎、小・中学校、体育 館、老人福祉センター、病院、 集会施設等	14	1	13	14	100.0
14 条 第 1	不特定多数の 者が利用する 建築物	百貨店、飲食店、映画館、 診療所等	1	0	1	1	100.0
号	特定多数の者 が利用する建 築物	幼稚園、保育所、賃貸住宅 (共同住宅)、老人ホーム、 事務所、工場等	6	1 0	5	5	83. 3
		計	21	2	19	20	95. 2
第 2 号	危険物の貯蔵所 る建築物	所又は処理場の用途に供す	9	5 1	4	5	55.6

町地域整備課調査(令和3年2月末現在)

# ア) 公共建築物

特定建築物のうち、公共建築物の耐震化の状況は表 1-3-2 のとおり、法第 14 条第 1 号に規定する特定建築物の耐震化率は 100% となっている。

表1-3-2 特定建築物 (公共建築物) の耐震化の状況

(単位:棟)

24.	区分	建築物総数	S56.5以前の 建築物 ② うち耐震 性有 ③	S56.6 以降の 建築物	耐震性 有建築 物数(③)+(④)	耐震化 率(%) ⑤/①
法 第 14	災害時の拠点・避難施設となる建築物	14	3	11	14	100. 0
条第1日	不特定多数の者が利用する建築物	0	0	0	0	-
	特定多数の者が利用する建築物	2	0	2	2	100.0
	計	16	3	13	16	100. 0

町地域整備課調査(令和3年2月末現在)

# 1) 民間建築物

特定建築物のうち、民間建築物の耐震化率は表 1-3-3 のとおり、法第 14 条第 1 号に規定する特定建築物の耐震化率は 85.7%である。そのうち、不特定多数の者が利用する建築物の耐震化率は 100.0%、幼稚園や保育所、老人ホーム等の特定多数の者が利用する建築物は 83.3%になっている。

表1-3-3 特定建築物(民間建築物)の耐震化の状況

(単位:棟)

法第14条	区分	建築物 総 数 ①	S56.5以前の 建築物 ② うち耐震 性有 ③	S56.6 以降の 建築物 ④	耐震性 有建築 物数(5) (3)+(4))	耐震化 率(%) ⑤/①
	不特定多数の者が利用する建築物	1	0	1	1	100.0
第 1 号	特定多数の者が利用する建築物	6	1	5	6	100.0
	計	7	1	6	7	100.0
第 2 号	危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する 建築物	9	5	4	5	55.6

町地域整備課調査(令和3年1月末現在)

#### ③ 町有建築物

町が所有する建築物の耐震化の状況は表 1-4 のとおり、全体の耐震化率は 100%となっている。 表1-4 町有建築物(特定建築物)の耐震化の状況 (単位:棟)

7 11 - 211		V 1 1— 1177				
E /\	町有建築物 の総数	7和56.5以前 建築物 ②	昭和56.6以 降の建築物	耐震性有の 建築物 ⑤	現状の耐震 化率(%)	耐震化の 目標
区分	1	うち 耐震性有③	4	(3+4)	5/1	(%)
学校・体育館	18	6	12	18	100.0	100.0
病院	1	1	0	1	100.0	100.0
庁舎	2	1	1	2	100.0	100.0
その他の施設	1	0	1	1	100.0	100.0
合計	22	8	14	22	100.0	100.0

町地域整備課調查(令和3年2月末現在)

# (3) 耐震化の目標

本促進計画は、平成21年度に策定し、平成27年度までに建築物の耐震化率を90%以上とすることを目標として次のとおり取り組んできた。

#### 住宅

想定太平洋側海溝型地震等の大規模地震による被害を抑制するため、耐震化率を 90%以上とする。

#### ② 特定建築物

想定太平洋側海溝型地震等の大規模地震時の拠点及び避難施設の安全性を確保するとともに、 倒壊により大きな被害が想定される特定建築物について、耐震化率を90%以上とする。

#### ③ 町有建築物

地震時の拠点・避難施設となっているものが多く、その安全性の確保が必要であることから、 耐震化率を90%以上とする。

このたび、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成25年国土交通省告示第1055号)において、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、令和2年までに95%とする目標が設定された。本促進計画において、令和7年までに住宅の耐震化率を95%とすることを新たな目標とする。

表1-5 特定建築物

表1-5 特定建築物		
用途	法第14条の所有者の努力義 務及び法第15条第1項の 指導・助言対象建築物	法第15条第2項の 指示対象建築物
幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2階以上かつ750㎡以上
	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2階以上かつ1,500㎡以上
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、 特別支援学校(以下「小学校等」という。)	(屋内運動場を含む)	(屋内運動場を含む)
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者 福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	皆数2階以上かつ2,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害 者福祉センター、その他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	皆数2階以上かつ2,000㎡以上
幼稚園及び小学校等を除く学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	
ボーリング場、スケート場、水泳場その他こ れらに類する運動場	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上	
百貨店、マーケット、その他物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上	
事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上	
博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラ ブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これら に類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供 する建築物を除く。)	階数3以上かつ1,000㎡以上	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
自動車車庫その他自動車又は自転車の停留又 は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
体育館 (一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建 築物	政令で定める数量以上の危 険物を貯蔵、処理する全て の建築物	500㎡以上
		-

## 2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

#### (1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、 地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。町は県と、こうした所有者等の取組を できる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備 や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震診断及び耐震改修の実施の阻害要因 となっている課題を解決していくことを基本的な取組方針とする。

#### (2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

町民に対して、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性等についての積極的な普及・啓発を行うとともに、市町村が事業主体の住宅・建築物の耐震診断支援等に対して補助を行うことにより、耐震診断及び耐震改修の促進を図る。

また、市町村が事業主体の民間ブロック塀等の安全確保に関する事業に対して補助を行うことにより、ブロック塀等の耐震化を促進し、ブロック塀等の倒壊による人身事故の防止及び地域防災計画上重要である避難路・緊急輸送道路の安全確保を図る。(資料2参照)

#### (3) 安心して耐震診断及び耐震改修を行うことができる環境整備

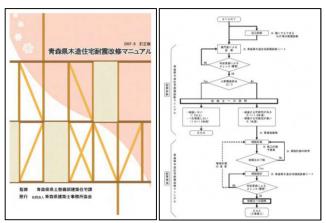
#### ① 建築士等の技術者向け講習会の開催

県民が安心して耐震診断及び耐震改修を依頼できるように、県内の建築士等の技術者向けに、 平成 16 年度「青森県木造住宅耐震改修マニュアル」、「青森県木造住宅耐震診断シート」を作成、 平成 17 年度「青森県木造住宅耐震改修マニュアル」、「青森県木造住宅耐震診断シート」を作成し、 それぞれ県内 2 会場で講習会を開催した。

平成 24 年度には、日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の改訂があり、 多雪地域の耐震診断法が加わったことから、「2015 年改訂青森県木造住宅耐震診断シート」を作成 し、講習会を開催した。講習会を受講し、「青森県木造住宅耐震診断員」として登録を希望された 者については、県のホームページ、各市町村窓口及び(一社)青森県建築士事務所協会に公表し、 広く県民へ情報提供を行っている。

町は、今後もこのような取組を継続的に行う県と連携を取りあい、安心して建築物の耐震診断及び耐震改修が行える環境整備を図るものとする。





〈青森県木造住宅耐震診断マニュアル〉

〈青森県木造住宅耐震改修マニュアル〉

#### ② 町民への情報提供

耐震診断及び耐震改修の普及を図るため、県は、平成17年度に「青森県木造住宅耐震改修ガイドブック」を作成し、県内各市町村役場及び県の出先機関等へ配布するとともに、必要な方への無料配布を行い、耐震診断及び耐震改修に関する情報提供を行っている。今後も、町では町民に対し、耐震診断及び耐震改修に関する情報提供を積極的に行う。

また、町のイベント等においても各種講座や会合を活用し、町民への耐震診断・耐震改修の普及、啓発を図って行く。



〈青森県木造住宅耐震化マニュアル〉

#### (4) 地震時に通行を確保すべき道路

町は、建築物が地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、地震時に通行を確保すべき道路の把握に努め、その沿道の建築物の耐震化を推進する。

#### (5) 地震時の総合的な安全対策

#### ア) 窓ガラス、天井、外壁などの落下物対策

地震時における建築物の窓ガラス飛散、建築物内の吊り下げ天井、また、建築物に設置された看板類等は、そのものの耐震構造にかかわらず、落下により、通行人や避難者あるいは建物内の人に被害を発生させる危険性がある。そのため、被害が予想される建築物の所有者に必要な対策を指導し、地震時の危険性を継続的に啓発するよう努めるものとする。

#### イ) ブロック塀、石塀等の安全対策

ブロック塀が倒壊した場合、その下敷きになって死傷者が出たり、道路を閉塞することにより、避難や救援活動に大きな支障を来たすことになる。

そのため、ブロック塀の安全性確保のために、無筋塀など必要な場合に点検や改修を行うよう指導していく。

#### ウ) 家具の転倒防止策の推進

建築物が十分な耐震化がなされていても、家具等の転倒防止策が実施されていない場合は、転倒により、死傷の原因となったり、避難の妨げにもなる。そのため、家具の地震時における転倒防止対策についての取組みを広報等を通じて推進して行く。

#### 3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

#### (1) 想定地震における震度分布の予測

青森県では、平成24年度から25年度まで及び平成27年度に「青森県地震・津波被害想定調査 (県総務部)」を行い、県内全域を対象として、将来青森県に起こり得る地震を想定している。

それらの地震における震度分布図及び液状化危険度分布図(資料 1 参照)について、県民へ情報提供を行うことにより、地震に対する安全性の向上に関する知識の普及を図る。

#### (2) 相談体制の整備・情報の充実

青森県では、県庁(県土整備部建築住宅課)、各地域県民局(地域整備部建築指導課)、青森市(都市整備部建築指導課)、弘前市(建設部建築指導課)、八戸市(都市整備部建築指導課)を耐震に関する相談窓口としているほか、専門家による設計・監理等の技術的な相談は(一社)青森県建築士事務所協会、工事契約に関する紛争については県庁(県土整備部監理課)にて住民からの相談に応じている。

さらに、「青森県木造住宅耐震診断技術講習会」を開催し、当該講習会を受講した者が「青森県 木造住宅耐震診断員」として登録を希望する場合は、県のホームページ、各市町村窓口及び(一 社)青森県建築士事務所協会にて公表し、県民への情報提供を行っている。

#### (3) パンフレット等の活用

地震被害に対する安全性に関して知識の普及を図るため、「青森県木造住宅耐震診断マニュア

ル」、「青森県木造住宅耐改修マニュアル」及び「青森県木造住宅耐震化マニュアル」を活用する。

#### (4) リフォームに併せた耐震改修の誘導

町は、県が進めるリフォーム対策の推進に併せて、耐震改修工事とリフォーム工事を同時に行うことにより、別々に行うより安価・短期間で行うことができるなどの利点について普及を図ることにより、リフォームに併せた耐震改修の誘導を行う。

#### (5) 耐震技術等に関する知識の普及

町や県が開催する各種イベント等において、耐震技術等に関する知識の普及を行うことにより 安全性の向上を図る。

#### (6) 計画の認定等の周知

法第17条第3項の計画の認定、法第22条第2項の認定、法第25条第2項の認定について、県と連携を図り、建築物の所有者へ周知し、活用を促進する。なお、法第22条第2項の認定制度の周知にあたっては、本制度の活用が任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるようにする。

#### 4 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

#### (1) 関係団体による協議会等の設置

青森県では、平成9年に県、青森市、弘前市、八戸市、(一社)青森県建築士会及び(一社)青森県建築士事務所協会にて構成する「青森県建築物地震対策連絡協議会」(以下「協議会」という。)を設立し、平成16年には、県内の全市町村を含めた協議会に拡充している。また平成21年には、「青森県建築物等地震対策連絡協議会」とし、一部内容を改正している。

協議会において、耐震診断、耐震改修の普及・啓発に係る協力、情報交換を行い促進計画の円滑な実施を図るものとする。

#### (2) その他

促進計画は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、見直しができるものとする。

#### 資料1 想定地震の概要

(平成26年度青森県地震・津波被害想定調査報告書 平成26年3月策定)

#### (1) 想定太平洋側海溝型地震

1968 年十勝沖地震及び 2011 年東北地方太平洋沖地震の震源域を考慮し、青森県に最も大きな地 震・津波の被害をもたらす震源モデルを設定。この想定地震から算定されるマグニチュードは9.0 となる。

この地震を「想定太平洋側海溝型地震」と呼ぶ。

#### (2) 想定日本海側海溝型地震

1983年日本海中部地震の震源モデル (Sato, 1985)、及びその最大余震の震源モデル (阿部, 1987) を考慮して震源モデルを設定。この想定地震から算定されるマグニチュードは7.9となる。 この地震を「想定日本海側海溝型地震」と呼ぶ。

#### (3) 想定内陸直下型地震

「青森湾西岸断層帯の活動性及び活動履歴調査 (産業総合研究所「2009])」により入内断層北 に海底活断層が推定されたことから震源モデルを設定。この想定地震から算定されるマグニチュ ードは6.7となる。

この地震を「想定内陸直下型地震」と呼ぶ。

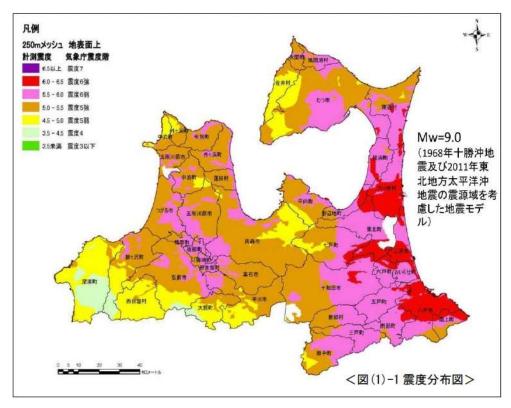


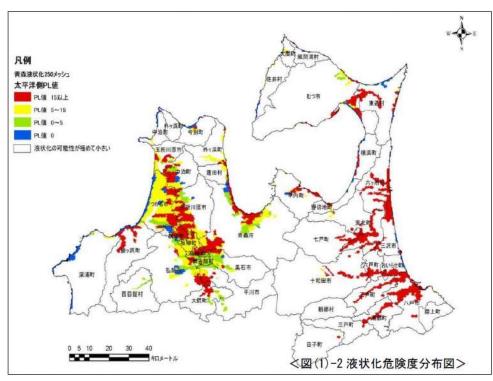
【想定地震位置図】

# 資料2 想定地震における震度分布等

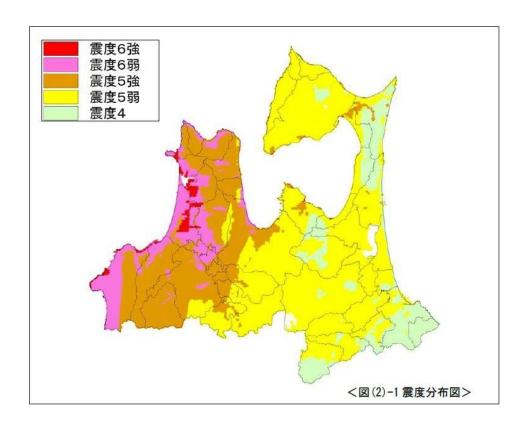
(平成26年度青森県地震・津波被害想定調査報告書)

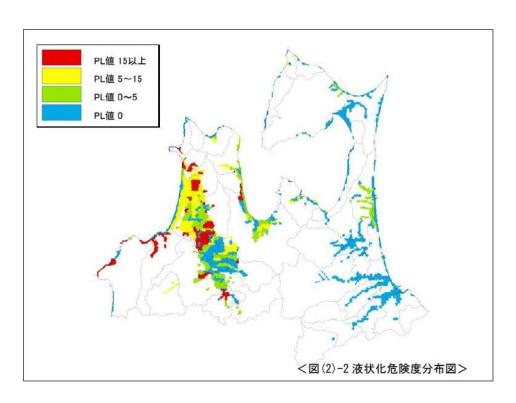
# (1) 想定太平洋側海溝型地震(マグニチュード9.0)



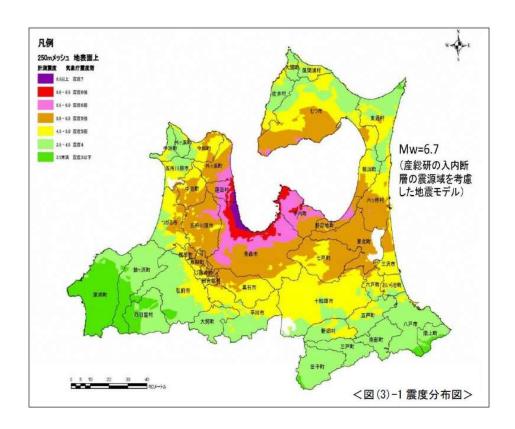


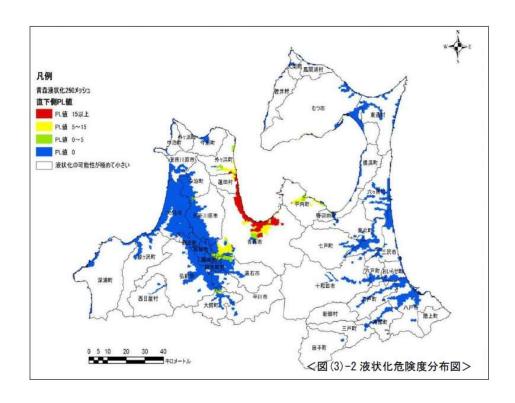
# (2)想定日本海側海溝型地震 (マグニチュード 7.9)



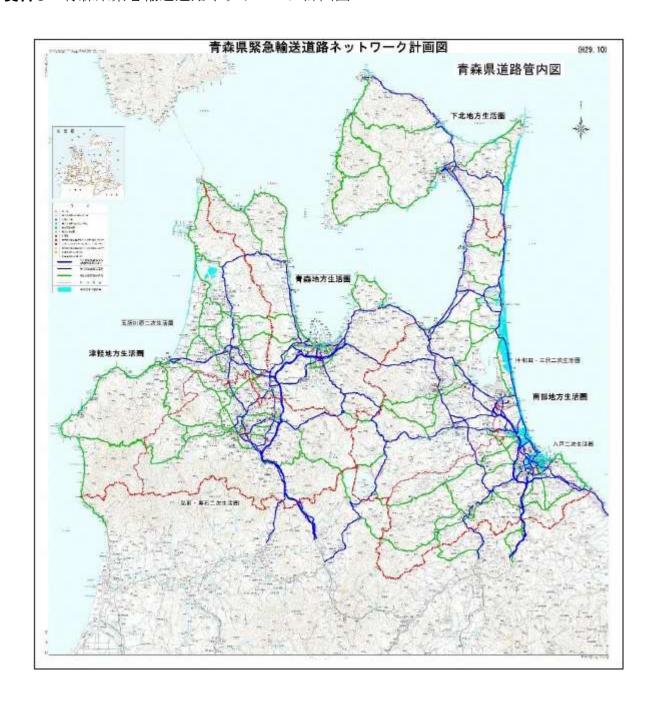


# (3) 想定内陸側 (マグニチュード 6.7)

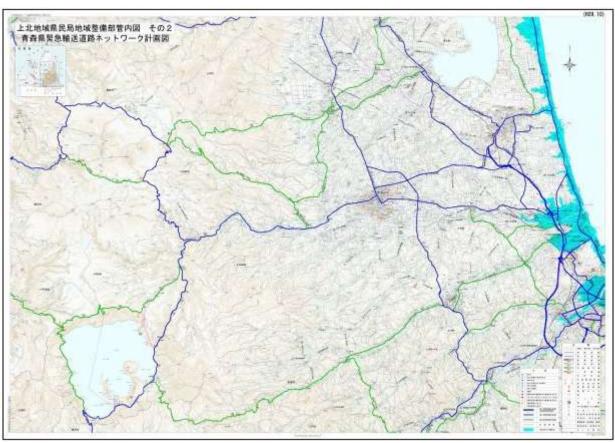




資料3 青森県緊急輸送道路ネットワーク計画図







#### 資料4 関係法令等

#### 建築物の耐震改修の促進に関する法律(抜粋)

平成7年10月27日法律第123号

#### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、 建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を 図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

#### (定義)

- 第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。
  - 2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕 若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。
  - 3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第九十七条の二第一項 又は第九十七条の三第一項 の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

#### (国、地方公共団体及び国民の努力義務)

- **第三条** 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、 当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
  - 2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
  - 3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得る ため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。
  - **4** 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

#### 第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

#### (基本方針)

**第四条** 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
  - 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
  - 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
  - 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
  - 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の 耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項
- **3** 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### (都道府県耐震改修促進計画等)

- **第五条** 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「都道府県耐震改修促進計画」という。)を定めるものとする。
  - 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
    - 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
    - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
    - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
    - 四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
    - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
  - **3** 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を 記載することができる。
    - 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物(地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(以下「耐震関係規定」という。)に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。)であるもの(その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物(以下「耐震不明建築物」という。)に限る。)について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
    - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(相当数の建築物が集合し、 又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路(以 下「建築物集合地域通過道路等」という。)に限る。)の通行を妨げ、市町村の区域を越える相 当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障 害既存耐震不適格建築物(地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨 げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物(第十四条 第三号において「通行障害建築物」という。)であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。

- 以下同じ。)について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 (平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。) 第三条第四号 に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅(特定優良賃貸住宅法第六条 に規定する特定優良賃貸住宅から。以下同じ。) を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者(特定優良賃貸住宅法第三条第四号 に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。) に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
- 五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構 (以下「機構」という。)又は地方住宅供給公社(以下「公社」という。)による建築物の耐震 診 断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び 耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、 当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者(所有者以外に権原に基づきその建築物を使用 する者があるときは、その者及び所有者)の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、 当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、 当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

#### 第三章 特定建築物に係る措置

#### (要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

- 第七条 次に掲げる建築物(以下「要安全確認計画記載建築物」という。)の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。
  - 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定 により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。) 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する 通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物である ものを除く。) 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

#### (要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等)

- **第八条** 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。
  - **2** 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
  - 3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなくて当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

#### (耐震診断の結果の公表)

**第九条** 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、 当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わ せたときも、同様とする。

#### (通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

- **第十条** 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で 定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければ ならない。
  - 2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

#### (要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る 必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう 努めなければならない。

#### (要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

- 第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため 必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第 四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項(以下「技術指針事項」という。)を勘案 して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。
  - 2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていない と認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指 示をすることができる。
  - **3** 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

#### (要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

- 第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項(第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。)に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。
  - 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
  - **3** 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### (特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

- 第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの(要安全確認計画記載 建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。)の所有者は、当該 特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上 を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を 行うよう努めなければならない。
  - 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの。
  - 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のもの の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
  - 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載

された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通 行障害建築物。

#### (特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

- 第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。
  - 2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物(第一号から第三号までに掲げる特定既存 耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令 で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。)について必要な耐震診断又は耐震改修 が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘 案して、必要な指示をすることができる。
    - 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存 耐震不適格建築物
    - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定 既存耐震不適格建築物
    - 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
    - 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
  - **3** 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
  - 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
  - 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用 する。

#### (一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

- 第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。
  - 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

#### 第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

#### (計画の認定)

- **第十七条** 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震 改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。
  - 2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
    - 一 建築物の位置
    - 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
    - 三 建築物の耐震改修の事業の内容
    - 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
    - 五 その他国土交通省令で定める事項
  - 3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準 に適合すると認めるときは、その旨の認定(以下この章において「計画の認定」という。)をするこ とができる。
    - 一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。
    - 二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なもので あること。
    - 三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震 関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せ ず、かつ、同法第三条第二項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又 は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕(同法第二条第十四号に規定する大規模の修繕をい う。)又は大規模の模様替(同条第十五号に規定する大規模の模様替をいう。)をしようとするも のであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその 敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこ ととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
    - イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工 事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係 規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなること がやむを得ないと認められるものであること。
    - ロ 工事の計画(二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあっては、それぞれの工事の計画。第五号ロ及び第六号ロにおいて同じ。)に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くならないものであること。
    - 四 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物(建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。)である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
- ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。
- (1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。
- (2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で 定める防火上の基準に適合していること。
- 五 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率(延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。)に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(イ及び第八項において「容積率関係規定」という。)に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
- ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。
- 六 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について 増築をすることにより当該建築物が建築物の建ペい率(建築面積の敷地面積に対する割合をいう。) に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(イ及び第九項において「建ペい率 関係規定」という。)に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準 のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工 事により、当該建築物が建ペい率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認めら れるものであること。
- ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。
- 4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同 法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとする ときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。
- 5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。
- 6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分(以下この項において「建築物等」という。)については、建築基準法第三条第三項第 三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。

- 一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であって、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの
- 二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等
- 7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定は、適用しない。
- 8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第五号の建築物については、容 積率関係規定は、適用しない。
- 9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建 ペい率関係規定は、適用しない。
- 10 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は 同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定 をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があったものと みなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

#### (建築物の地震に対する安全性に係る認定)

- **第二十二条** 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。
  - 2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。
  - 3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物(以下「基準適合認定建築物」という。)、 その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの(次項において「広告等」 という。)に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けて いる旨の表示を付することができる。
  - **4** 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、 同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

# (区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定)

- 第二十五条 耐震診断が行われた区分所有建築物(二以上の区分所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第二条第二項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。)が存する建築物をいう。以下同じ。)の管理者等(同法第二十五条第一項の規定により選任された管理者(管理者がないときは、同法第三十四条の規定による集会において指定された区分所有者)又は同法第四十九条第一項の規定により置かれた理事をいう。)は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。
  - 2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対す る安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めると

きは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた区分所有建築物(以下「要耐震改修認定建築物」という。)の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第十七条第一項に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

#### 附 則 抄

#### (要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

- 第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの(要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。)の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。
  - 一病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
  - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存 耐震不適格建築物
  - 三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物
  - 2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。
  - 3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について 準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項 中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三 項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条 第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。
  - 4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。
  - 5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。
  - 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

平成7年12月22日政令第429号

#### (都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

- 第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物(その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。)以外の建築物とする。
  - 2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項築物にあっては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。)とする。
    - 一 延べ面積(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。)が一万平方メートルを超える建築物
    - 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条(同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。)(市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。)並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

#### (都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物)

- **第二条** 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物と する。
  - 一 診療所
  - 二 電気通信事業法 (昭和五十九年法律第八十六号) 第二条第四号に規定する電気通信事業の用に 供する施設
  - 三 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供する施設
  - 四 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十項に規定するガス事業の用に供する施設
  - 五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号) 第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設
  - 六 水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に 規定する水道用水供給事業の用に供する施設
  - 七 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号 に規定する流域下水道の用に供する施設
  - 八 熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供す

#### る施設

- 九 火葬場
- 十 汚物処理場
- 十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。)第五条第一項に規定するごみ処理施設
- 十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。)
- 十三 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する 施設
- 十四 軌道法(大正十年法律第七十六号)第一条第一項に規定する軌道の用に供する施設
- 十五 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第三条第一号イに規定する一 般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設
- 十六 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二条第二項に規定する一般貨物自動車 運送事業の用に供する施設
- 十七 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第百三十六号)第二条第八項に規定する自動車ター ミナル事業の用に供する施設
- 十八 港湾法 (昭和二十五年法律第二百十八号) 第二条第五項に規定する港湾施設
- 十九 空港法 (昭和三十一年法律第八十号) 第二条に規定する空港の用に供する施設
- 二十 放送法 (昭和二十五年法律第百三十二号) 第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する施 設
- 二十一 工業用水道事業法 (昭和三十三年法律第八十四号) 第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供する施設
- 二十二 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第十号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

#### (耐震不明建築物の要件)

- 第三条 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事(次に掲げるものを除く。)に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十六項の規定による検査済証の交付(以下この条において単に「検査済証の交付」という。)を受けたもの(建築基準法施行令第百三十七条の十四第一号に定める建築物の部分(以下この条において「独立部分」という。)が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。)を除く。
  - 一 建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のう ち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

- 二 建築基準法施行令第百三十七条の二第四号に該当する増築又は改築の工事
- 三 建築基準法施行令第百三十七条の十二第一項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

#### (通行障害建築物の要件)

**第四条** 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又は ロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離(これによることが不適当で ある場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が十二メートル以下 のときは六メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が十二メートルを超えるときは 六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離)を加えた数値を超える建築物(次 号に掲げるものを除く。)
- イ 当該前面道路の幅員が十二メートル以下の場合六メートル
- ロ 当該前面道路の幅員が十二メートルを超える場合当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距 離
- 二 その前面道路に面する部分の長さが二十五メートル(これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ)を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離(これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、二メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離)を加えた数値を二・五で除して得た数値を超える組積造の塀であって、建物(土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)をいう。)に附属するもの

#### (要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査)

- 第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、 当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況(法第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。)に関し報告させることができる。
  - 2 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物がびに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

#### (多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 游技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 工場
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの 用に供するもの
- 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該 各号に定める階数及び床面積の合計(当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計 をいう。以下この項において同じ。)とする。
  - 一 幼稚園又は保育所階数二及び床面積の合計五百平方メートル
  - 二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校(以下「小学校等」という。)、 老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物(保育所を除く。)階数二及び床面積の 合計千平方メートル
  - 三 学校(幼稚園及び小学校等を除く。)、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所 又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物階数三及び床 面積の合計千平方メートル
  - 四 体育館階数一及び床面積の合計千平方メートル
- 3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

#### (危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件)

- 第七条 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。
  - 一 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第二条第七項に規定する危険物(石油類を除く。)

- 二 危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
- 三 マッチ
- 四 可燃性のガス (次号及び第六号に掲げるものを除く。)
- 五 圧縮ガス
- 六 液化ガス
- 七 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第二条第一項に規定する毒物又は同条第 二項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)
- 2 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応
  - じ、それぞれ当該各号に定める数量(第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で 圧力が一気圧の状態における数量とする。)とする。
  - 一 火薬類次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
  - イ 火薬十トン
  - ロ 爆薬五トン
  - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管五十万個
  - 二 銃用雷管五百万個
  - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線五万個
  - へ 導爆線又は導火線五百キロメートル
  - ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火二トン
  - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、 それぞれイ又は口に定める数量
  - 二 消防法第二条第七項に規定する危険物危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる 類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定 める数量の十倍の数量
  - 三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類三十トン
  - 四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類二十立方メートル
  - 五 マッチ三百マッチトン
  - 六 可燃性のガス (次号及び第八号に掲げるものを除く。) 二万立方メートル
  - 七 圧縮ガス二十万立方メートル
  - 八 液化ガス二千トン
  - 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る。)二十トン
  - 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

#### (所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件)

**第八条** 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定

既存耐震不適格建築物とする。

- 一 体育館 (一般公共の用に供されるものに限る。)、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 九 博物館、美術館又は図書館
- 十 遊技場
- 十一 公衆浴場
- 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに 類するもの
- 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の 乗降又は待合いの用に供するもの
- 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般 公共の用に供されるもの
- 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 十七 幼稚園又は小学校等
- 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 十九 法第十四条第二号に掲げる建築物
- 2 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該 各号に定める床面積の合計(当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。 以下この項において同じ。)とする。
  - 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物(保育所を除く。) 床面積の合計二千平方メートル
  - 二 幼稚園又は保育所床面積の合計七百五十平方メートル
  - 三 小学校等床面積の合計千五百平方メートル
  - 四 前項第十九号に掲げる建築物床面積の合計五百平方メートル
- 3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十 五条第二項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる 建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものと して国土交通省令で定める床面積の合計とする。

#### 附 則 抄

(地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物の要件)

**第二条** 法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、次の各号に掲げる要件のいずれ にも該当するものとする。

- 一 第八条第一項各号に掲げる建築物であること。ただし、同項第十九号に掲げる建築物(地震による当該建築物の倒壊により当該建築物の敷地外に被害を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通大臣が定める危険物を貯蔵し、又は処理しようとするものに限る。)にあっては、その外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、当該危険物の区分に応じ、国土交通大臣が定める距離以下のものに限る。
- 二 次のイからへまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからへまでに定める階数及び 床面積の合計(当該イからへまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以 下この項において同じ。)以上のものであること。
- イ 第八条第一項第一号から第七号まで又は第九号から第十六号までに掲げる建築物(体育館(一般公共の用に供されるものに限る。ロにおいて同じ。)を除く。) 階 数三及び床面積の合計五千 平方メートル
- ロ 体育館 階数一及び床面積の合計五千平方メートル
- ハ 第八条第一項第八号又は第十八号に掲げる建築物(保育所を除く。) 階数二及び床面積の合計 五千平方メートル
- ニ 幼稚園又は保育所 階数二及び床面積の合計千五百平方メートル
- ホ 小学校等 階数二及び床面積の合計三千平方メートル
- へ 第八条第一項第十九号に掲げる建築物 階数一及び床面積の合計五千平方メートル
- 三 第三条に規定する建築物であること。
- 2 前項第二号イからホまでのうち二以上に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法附則第三条 第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第三号 に掲げる要件のほか、同項第二号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同号イから ホまでに定める階数及び床面積の合計以上のものであることに相当するものとして国土交通省令で 定める要件に該当するものとする。

#### 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(抜粋)

#### 平成 28 年 3 月 25 日国土交通省告示第 529 号

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。このうち 地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築 物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」 という。)が制定された。

しかし近年、平成十六年十月の新潟県中越地震、平成十七年三月の福岡県西方沖地震、平成二十年六月の岩手・宮城県内陸地震、平成二十八年四月の熊本地震、平成三十年九月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、特に平成二十三年三月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。さらに、平成三十年六月の大阪府北部を震源とする地震においては塀に被害が発生した。このように、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震改修については、建築物の耐震化緊急対策方針(平成十七年九月中央防災会議決定)において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画(平成二十六年三月中央防災会議決定)において、十年後に死者数を概ね八割、建築物の全壊棟数を概ね五割、被害想定から減少させるという目標の達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられているところである。また、首都直下地震緊急対策推進基本計画(平成二十七年三月閣議決定)においては、十年後に死者数及び建築物の全壊棟数を被害想定から半減させるという目標の達成のため、あらゆる対策の大前提として強力に推進すべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

#### 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

#### 1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

#### 2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第二十二条第三項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

#### 3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

#### イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第七条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第三条第一項に規定する要緊急安全確認大規模建築物(以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。)については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、法第八条第一項(法附則第三条第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第九条(法附則第三条第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成七年建設省令第二十八号。以下「規則」という。)第二十二条(規則附則第三条において準用する場合を含む。)の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、法第十二条第一項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物(別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項(以下「技術指針事項」という。)第一第一号又は第二号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩

壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。)については速やかに建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

#### 口 指示対象建築物

法第十五条第二項に規定する特定既存耐震不適格建築物(以下「指示対象建築物」という。)については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第一項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

#### ハ 指導・助言対象建築物

法第十四条に規定する特定既存耐震不適格建築物(指示対象建築物を除く。)については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第十五条第一項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第十六条第一項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第二項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

#### 4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第十七条第三項の計画の認定、法第二十二条第二項の認定、法第二十五条第二項の 認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。

国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、 情報提供等を行うこととする。

# 5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共 団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第三十二条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター(以下「センター」という。)

が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共 団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

#### 6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、全ての市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであるとともに、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

#### 7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習(規則第五条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。)の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

#### 8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会や学校等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

#### 9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、耐震改修と併せて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井、外壁 等の非構造部材の脱落防止対策についての改善指導や、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策、 エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の実施に努 めるべきであり、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第三条第二項の 適用を受けているものについては、改修の促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震 による長周期地震動に関する報告(平成 27 年 12 月)を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきで ある。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

#### 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

#### 1 建築物の耐震化の現状

平成二十五年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約五千二百万戸のうち、約九百万戸(約十八パーセント)が耐震性が不十分であり、耐震化率は約八十二パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成十五年の約千百五十万戸から十年間で約二百五十万戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは十年間で約五十五万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第十四条第一号に掲げる建築物(以下「多数の者が利用する建築物」という。)については、 約四十二万棟のうち、約六万棟(約十五パーセント)が耐震性が不十分であり、耐震化率は約八十五 パーセントと推計されている。

#### 2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下地震緊急対策推進基本計画、住生活基本計画(平成 28 年 3 月閣議決定)における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成三十二年までに少なくとも九割五分にすることを目標とするとともに、住宅については平成三十七年までに耐震性が不十分な住宅を、同年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。

耐震化率を九割五分とするためには、平成二十五年から平成三十二年までの間に、少なくとも住宅の耐震化は約六百五十万戸(うち耐震改修は約百三十万戸)とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約三倍にすることが必要である。また、多数の者が利用する建築物の耐震化は少なくとも約四万棟(うち耐震改修は約三万棟)とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約二倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、平成二十五年から平成三十二年までの間に、耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、少なくとも住宅については約百三十万戸、多数の者が利用する建築物については約三万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

#### 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかど うかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。し かしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適 合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、 技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

#### 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図(以下「地震防災マップ」という。)、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

# 五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

## イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第五条第一項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画(以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。)を、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成三十年政令第三百二十三号。以下「改正法」という。)の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。 都道府県耐震改修促進計画の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、

教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、 市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図 る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられる。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促 進計画の見直しを行うことが望ましい。

#### ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二2のうち、平成二十七年までの目標を踏まえ、各都道府 県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築 物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ご とに検証するべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき 建築物である。このため、都道府県耐震改修促進計画に法第五条第三項第一号及び第二号に定める事 項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二2の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象 建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検 証するべきである。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を

行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。加えて、 重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に係る整備プログラム等 を作成することが望ましい。

#### ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え 方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心 して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する 事業の概要等を定めることが望ましい。

法第五条第三項第一号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第十号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第五条第四項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意するべきである。

法第五条第三項第二号又は第三号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第二号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。以下同じ。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が都道府県耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成七年政令第四百二十九号)第四条第二号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第五条第三項第二号の規定に基づき当該都道府県耐震改修促進計

画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第一号に規定する建築物に係るものであるとみなす。また、同条第二号に規定する組積造の塀については、規則第四条の二の規定により、地域の実情に応じて、都道府県知事が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

さらに、同項第四号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第二十八条の特例の適用 の考え方等について定めることが望ましい。

加えて、同項第五号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社(以下「機構等」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

#### ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会や学校等との連携策についても定めることが考えられる。

#### ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示、命令等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定 及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁は、法第十二条第三項(法附則第三条第三項において準用する場合を含む。)又は 法第十五条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない 場合には、建築基準法第十条第一項の規定による勧告、同条第二項又は第三項の規定による命令等を 実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

#### 2 (略)

#### 3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第十七条第三項の計画の認定、法第二十二条第二項の認定、法第二十五条第二項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第二十二条第二項の認定制度の周知にあたっては、本制度の活用が任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよ

う留意するべきである。

昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号

#### (著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対する勧告及び命令)

- 第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。
- 2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第三条 第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限 る。)が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物 又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、 移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとるこ とを命ずることができる。
- 4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

#### 建築基準法施行令(抜粋)

昭和 25 年 11 月 16 日政令第 338 号

第三節の六 勧告の対象となる建築物

第十四条の二 法第十条第一項の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 法別表第一 (い) 欄に掲げる用途に供する特殊建築物のうち階数が三以上でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のもの
- 二 事務所その他これに類する用途に供する建築物(法第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。) のうち階数が五以上で延べ面積が千平方メートルを超えるもの。